

# 教育委員会定例会事項書

令和2年2月3日(月)

9:30~ 教育委員室

## 1 開会宣言

議事録署名者 森 脇 委 員

## 2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

## 3 議題

議案第 59号 三重県指定文化財の指定について

議案第 60号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案

議案第 61号 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案

議案第 62号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案

議案第 63号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 64号 三重県文化財保護条例の一部を改正する条例案

議案第 65号 損害賠償の額の決定及び和解について

議案第 66号 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案

議案第 67号 令和2年度三重県一般会計予算について

議案第 68号 令和元年度三重県一般会計補正予算(第8号)について

## 4 報告題

報告 1 訴えの提起にかかる専決処分について

報告 2 令和2年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び令和2年度三重県立特別支援学校理療科教員採用選考試験の結果について

## 5 閉会宣言



## 前回定例会の審議結果

### 1 日 時

令和2年1月16日(木)

開会 9時30分

閉会 10時14分

### 2 場 所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 廣田教育長、森脇委員、大森委員、黒田委員、原田委員

議事録署名者 原田委員

### 4 採択議案の件名

議案第57号 三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第58号 職員の懲戒処分について

### 5 請願陳情の付議の結果

該当なし

### 6 諸般の報告

報告1 令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

報告2 令和元年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状及び特別感謝状贈呈について

### 7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし



議案第59号

## 三重県指定文化財の指定について

三重県指定文化財の指定について、別紙のとおり提案する。

令和2年2月3日提出

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

### 提案理由

三重県指定文化財の指定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第14号、三重県文化財保護条例第5条第1項、及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第11号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



(別 紙)

新たに指定する三重県指定有形文化財（案）

種 別	有形文化財 古文書
名 称	伊賀甲賀山論関係文書
員 数	2巻9通、附7点
所 在 地	伊賀市上野丸之内40番地の5（伊賀市上野図書館）
所 有 者	伊賀市

追加指定（員数変更・名称変更）する三重県指定有形文化財（案）

種 別	有形文化財 考古資料
名 称	八代神社伝来資料
員 数	既指定5点、追加25点、合計30点
所 在 地	鳥羽市神島町1
所 有 者	宗教法人 八代神社

## (指定説明) 指定文化財

### 有形文化財 古文書

#### いがこうかさんろんかんけいもんじよ 伊賀甲賀山論関係文書

員 数：2巻9通 附7点

所 在 地：伊賀市上野丸之内 40 番地の5 (伊賀市上野図書館)

所 有 者：伊賀市

所有者住所：伊賀市四十九町 3184

大きさ・構造形式：別紙による

年 代：室町～江戸時代

#### 概要説明

この古文書は、室町時代から江戸時代にかけて、伊賀国上柘植村（現在の伊賀市柘植町）と近江国和田村・五反田村（現在の滋賀県甲賀市和田・五反田）の間で争われた山論（さんろん、境界争い）に関するものです。元は近江国甲賀郡側で保管されていたもので、現在は伊賀市の所蔵となっています。

天正元年(1573)の文書は「起請文（きしょうもん）」といい、「ぞろぞろ峠」という山道付近の土地の利用権について、伊賀・甲賀の関係者（甲賀郡奉行十人惣・伊賀奉行十人惣）が神仏に誓う形式でその規約を定めた文書です。伊賀・甲賀の関係者合計20名が名を連ねています。小さな鳥（からす）を組み合わせ「那智瀧宝印」の文字を表した牛王宝印（ごおうほういん）と呼ばれる用紙が使われています。江戸時代の文書は、天正元年の起請文に書かれた内容について、伊賀と甲賀との間でその解釈が争われたことを示すものです。

天正元年の文書は、室町時代末期の伊賀地域に見られた地縁的な連合体である「伊賀惣国一揆（いがそうくいっき）」や滋賀県側の「甲賀郡中惣（こうかぐんちゅうそう）」の構成員を示す一級史料として貴重です。また、「ぞろぞろ峠」付近の権益をめぐる争いは、江戸時代までの近江国・伊賀国境、ひいては現在の三重・滋賀の両県境が成立した経緯を知るための重要な資料です

#### 《概要》

当資料は、天正元年(1573)から慶安3年(1650)にかけて、伊賀国上柘植村（伊賀市柘植町）と近江国和田村・五反田村（滋賀県甲賀市和田・五反田）の間で争われた山論（境界争い）に関する一連の古文書群である。元は近江国甲賀郡側で保管されていたもので、現在は伊賀市の所蔵となっている。巻子2巻で構成され、巻子1に古文書2通、巻子2に古文書7通を収める。9通の古文書はいずれも紙本墨書き。概要は以下の通りである。

#### 巻子1

外題 だいせん 題簽「甲賀伊賀天正証書／同慶長十一年御裁判書」の下に打付書「天正起請文」

文書① 慶長 11 年(1606)大久保長安・板倉勝重等連署裁許状

文書② 天正元年(1573)甲賀郡奉行惣・伊賀奉行惣連署起請文

## 巻子2

外題 題箋「寛永慶安古文書」の下に打付書「伊賀国と近江国とノ境界の件」

文書③ 慶長 11 年(1606)甲賀郡和田村・五反田村訴状案

文書④ 寛永 18 年(1641)上柘植村庄屋等連署一札

文書⑤ 寛永 18 年(1641)和田村庄屋等起請文前書案

文書⑥ 慶安 3 年 (1650)和田村・五反田村百姓等言上状

文書⑦ 年欠 (慶安 3 年頃) 上柘植村庄屋・年寄中書状

文書⑧ 年欠 (慶安 3 年頃) 上柘植村庄屋・年寄中書状

文書⑨ 年欠 (慶安 3 年頃) 上柘植村庄屋・年寄中書状

また、附属するものとして、以下の 7 点がある。

附 (1) 天正元年(1573)甲賀郡奉行惣・伊賀奉行惣連署起請文写

- (2) 包紙 「甲賀伊賀天正証書 和田村蔵」とある
- (3) 包紙 「慶長十一年裁判書」とある
- (4) 包紙 「ほ 慶安三年五反田村境堺所絵図」とある
- (5) 包紙 「古文書類在中」とある
- (6) 書簡 (封筒入)
- (7) 箱 (内箱・外箱からなる)

## 《資料の内容》

当資料は、天正元年(1573)から慶安 3 年(1650)までの伊賀国上柘植村(伊賀市柘植町)と近江国和田村・五反田村(滋賀県甲賀市和田・五反田)との山論(境界争い)に関するもので、元々は近江国甲賀郡側で保管されていたものである。

### <古文書>

① 慶長 11 年(1606)に発生した甲賀郡和田村・五反田村と伊賀国上柘植村との争論にあたり、幕府の奉行 3 名の連署で和田村・五反田村の惣百姓中に対し、以前の取り決めどおり山手米を両村から上柘植村に支払うことで入山を認めることを記したもの。③の文書に対する裁許状と考えられる。

② 文書①の前提となる天正元年の文書。起請文の形態を取り、和田殿並びに同名中に對して提出した形態をとる。和田氏は甲賀郡を支配する国人領主。前書は 2 紙の続紙で、起請文のとおりの約定とする。「甲賀郡奉行十人惣」並びに「伊賀奉行十人惣」としてそれぞれ花押(筆書)が据えられるが、署判した人物は不明。続いて、3 紙の続紙として起請文が貼られる。3 紙の起請文は鳥文字にて「那智龍宝印」を刷った牛王宝印を翻して書かれている。これは、「靈社上巻起請文」と呼ばれる、戦国時代後半に近江国の地域的起請文として発生し、江戸時代にはほとんど見られなくなる様式で

ある。午王宝印は、2・3紙目は同版で、1紙目のみ版が異なる。文面は、2紙目には甲賀及び伊賀在地の祭神が列記される。3紙目の末尾には3名の署名・署判（無判もあり）が見られる。裏面には引き続き17名の署判があると考えられ、その内容は附(1)文書によって記載されている。両者の照合から、附(1)の記載はほぼ正確と判断できる。これにより、当文書の起請文部分は、前書にある甲賀・伊賀の奉行各10名、合計20名の連署によるものと判断できる。

③文書①の裁許状が発給されるに至った訴状案。②の文書が証拠資料として江戸幕府奉行所へ提示されたことも記している。

④寛永18年に上柘植庄村屋から和田村・五反田村惣中に対し出された一札（念書）。  
和田村・五反田村が立てた境界標柱（ぼうじ〔傍爾〕）とそれに伴う土地の扱いについて、上柘植村が了承したことを記している。

⑤文書④と同年月日にて作成された起請文案の前書。表装により末尾が欠損しており、和田庄村屋（喜兵衛と思われる）以外の名は見えないが、文書②の様式を踏襲していると想定されることから連署起請文案とした。文書②の段階に指示があった通りの榜示（傍爾）を立てたことを起請文形式で誓約している。

⑥慶安3年に三たび発生した、当地をめぐる山論にかかる文書。五反田村・和田村から伊賀御奉行所（藤堂藩）に対する言上状である。

⑦～⑨ ⑦～⑨は上柘植村彦六から和田村・五反田村の庄屋・惣中に対し出された書状。年次だが近接した月日で一連のものと考えられ、内容も文書⑥までの山論に関係することは明白である。署判する彦六は文書④にも見え、花押も同一である。内容は、上柘植村の村民の非を認めるような内容となっている。

#### <附>

- (1) 文書②の写し。製作年代は不明だが、文書①②が現状の巻子装となる大正6年(1917)8月以前のもの。虫損状況や、巻子装により現状では確認が難しい裏面部分の情報も写されている。
- (2) 文書②を収納していたと考えられる袋状の包紙。表題に「和田村藏」とあり、和田村段階で作成されたと考えられる。
- (3) 文書①を収納していたと考えられる袋状の包紙。
- (4) 文書⑥に関係する絵図が収められていたと考えられる袋状の包紙。中身の絵図は現在伝わっていない。
- (5) 立川金右衛門から西川太治郎宛てに送られた文書の包紙。袋状となっている。
- (6) 西川太治郎宛て立川金右衛門送付の書簡。封筒には「大正6年8月15日」と考えられる消印がある。
- (7) 文書①～⑨及び附(1)～(6)が収められた箱で、外箱と内箱からなる。西川太治郎が作成。

## 《資料の伝来経緯》

当文書は、元々は近江国甲賀郡和田村・五反田村（滋賀県甲賀市）で保管されており、西川太治郎（峠陽）へ譲渡した立川金右衛門（滋賀県甲賀郡油日村五反田）<sup>あぶらひ</sup>は、五反田村の有力者（庄屋）の子孫であったという。明治40年(1907)にこの山論が最終決着を見るまでは、近江側の根拠資料として地元で大切に保管されていたと考えられる。文書の効力が喪失した後、大正6年(1917)に立川金右衛門から西川太治郎（峠陽）へ譲渡された（附(5)～(7)）。その後、下郷伝平氏の手を経て、平成28年(2016)に伊賀市が入手、伊賀市立上野図書館にて保管されて現在に至っている。

なお、当資料の翻刻は、大正15年刊行の『甲賀郡誌』は①～③、⑤、⑦・⑧を「西川氏所蔵文書」、④・⑥を「立川氏所蔵文書」として掲載、平成3年に東京大学史料編纂所から刊行された『大日本史料』第10編之20では、全て「下郷共済会所蔵文書」として掲載、『三重県史』資料編近世1(1993年)及び『伊賀市史』第2巻資料編古代中世(2008年)も「下郷共済会所蔵文書」として収録している。

## 《特徴》

旧伊賀国阿閉郡上柘植村（伊賀市上柘植）と旧近江国甲賀郡の山論の初現は、当資料が示す天正元年(1573)である。最終的には明治40年(1907)の滋賀県甲賀郡油日村長と三重県阿山郡東柘植村長並びに両村委員の連署により決着を見るが、当資料はこの山論前半期を示す資料群である。

係争地は、天正元年以前から上柘植村と和田村・五反田村との入会地になっていたが、天正元年7月から12月までの間、境界を巡って争い、武力衝突も生じていたとされる。

そこで、同年12月7日、伊賀国奉行10人と甲賀郡奉行10人により、北は「ぞろぞろ峠から川」、東南は和田村・五反田村が設定した境界杭(傍爾・榜示)より内側の山を、上柘植村と和田村・五反田村双方の入会地とすることが決定された(文書②)。そして、和田村・五反田村は入会地で柴草を採取するかわりに、1石6斗の山手米(山野の使用料)を上柘植村に納めることになった。

ところが、慶長11年(1606)、和田村・五反田村の入会地入山を上柘植村が禁止すると主張し、和田村・五反田村が抗議し相論となつた(文書③)。この相論で江戸幕府は、天正元年の決定のとおりとするよう裁決した(文書①)。

その後、寛永18年(1641)(文書④・⑤)、慶安3年(1650)(文書⑥～⑨)にも当地を巡って相論となつたが、いずれも天正元年の決定内容を順守せよという裁決が出されたようである。

なお、延宝6年(1678)の幕府領検地、元禄10年(1697)・天保8年(1837)の国絵図作成過程では、当地の係争状況を踏まえた取り扱いがなされ、絵図では国境線を双方が確認している(『伊賀市史』第2巻通史編近世)。明治期に至り、同9年(1876)の太政官布告により国境論争は終焉し、上柘植村の所有権が確定したかに見えたが、入会地の扱

いが明記されておらず、問題は燻り続けた。明治 40 年(1907)に当地は官有地となり、旧上柘植村を含む東柘植村が国から払下げを受けて入会地機能は消滅し、山論に終止符が打たれることとなった(『伊賀町史』)。この経緯は、伊賀市が別途所蔵する資料類(市指定文化財「北打山山論文書」、同「上柘植村文書」)で確認することができる。

### 《評価》

当資料は滋賀県甲賀郡(旧近江国甲賀郡)に伝來した文書であるが、文書②の「甲賀郡奉行十人惣」「伊賀奉行十人惣」とその署名により、前者は「甲賀郡中惣」、後者は「伊賀惣国一揆」を代表する者が具体的に判明する。当資料は、これら地縁的連合体(一揆)の実態解明と、中世後期における地域権力のあり方を探る上で極めて貴重である。また、「靈社上卷起請文」の実物資料としても高い価値を有する。

さらに、室町時代末期から明治時代に至る 350 年間に及び伊賀・甲賀の間で紛糾した境界論争の資料であること、江戸時代までの国境、ひいては現在の三重・滋賀の両県境がどのような経緯で成立したのかを知るための重要な資料といえる。伊賀市内に残されている在地文書(地方文書)の空白期となっている室町時代末期から江戸時代前期の間を埋めるだけでなく、当地の山論経緯を伊賀・甲賀の双方から検証することができる資料である。

### 【参考文献】

- ・伊賀町編『伊賀町史』(1979 年)
- ・伊賀市編『伊賀市史』第 2 卷通史編近世(2016 年)
- ・伊賀市編『伊賀市史』第 4 卷資料編古代中世(2008 年)
- ・三重県編『三重県史』資料編近世 1(1993 年)
- ・笠井賢治「伊賀惣国の再検討」(『織豊期研究』20、2018 年)
- ・千々和到「靈社上卷起請文」(『國學院大學日本文化研究所紀要』88、2001 年)



(指定説明) 追加指定(員数変更・名称変更) 文化財

有形文化財 考古資料

やつしろじんじゃでんらいしりょう  
八代神社伝来資料

県指定日：昭和27年3月13日(考第2号)

員 数：30点(うち県指定5点、追加指定候補25点)

所 在 地：鳥羽市神島町1

所 有 者：宗教法人 八代神社

所有者住所：鳥羽市神島町1

推 薦 市 町：鳥羽市

年 代：古墳時代～近代

**概要説明**

この資料は、鳥羽市神島にある八代神社が所蔵する資料群です。ここが所蔵する資料の多くは、昭和27年に87点が県指定文化財「八代神社神宝」として指定され、昭和58年には、県指定文化財の大半を含む99点が「伊勢神島祭祀遺物(さいしいぶつ)」の名称で国指定重要文化財になっています。

今回追加指定される資料群は、当神社に伝來した、鎌倉時代から明治時代頃の銅鏡、刀装具、鈴、土器、杓(しゃく)、懸仏(かけぼとけ)など25点で、いずれも祭祀や儀礼に関わるものと考えられます。銅鏡は、鎌倉時代の双雀草花文鏡(そうじゃくそうかもんきょう)や、江戸時代の葡萄文柄鏡(ぶどうもんえかがみ)など7点です。土師器脚付小皿(はじききゃくつきこざら)は、祭事用の箸置きと考えられます。懸仏は室町時代のもので、中央に薬師如来(やくしによらい)と考えられる仏像が見られます。既に指定されている重要文化財・県指定文化財は、銅鏡、金銅装頭椎太刀(こんどうせいかぶつちのたち)残欠、土器など、古墳時代から室町時代にかけてのものです。今回追加指定される資料群は鎌倉時代から明治時代頃のものです。既指定文化財とあわせて、伊勢湾の入り口に浮かぶ神島が、海上交通の要衝として長期にわたって信仰され続けていたことを示す重要な資料群です。

**《概要》**

神島は、鳥羽市街地の海上約14kmに位置する。八代神社は島の北西側にあり、海神綿津見命を主祭神とする。現在八代神社が所蔵している神宝類は、奉獻された伝世品に、経塚出土資料、1960年代に行われた総合学術調査、文化財保護委員会美術工芸課等の調査で島の北東側にある崖の下の狭い砂浜から採集された資料等が加わったものとされるが、出土状況は明らかでない。

**《既指定文化財と追加指定候補文化財》**

八代神社伝来資料は、鳥羽市神島にある八代神社が所蔵する資料群である。

昭和27年に87点が県指定文化財「八代神社神宝」として指定された。昭和58年6月6日に、県指定文化財の一部を含む99点が国指定重要文化財「伊勢神島祭祀遺物(さいしいぶつ)」

(考第 397 号) となった。

国指定重要文化財「伊勢神島祭祀遺物」は、古墳時代から中世の銅鏡 64 面のほか、7 世紀前半と考えられる金銅装頭椎太刀残欠、奈良時代の三彩小壺、平安時代の経塚遺物など計 99 点が指定されている。銅鏡は 5 世紀後半の仿製鏡・画文帶神獸鏡、奈良・平安時代の唐式鏡・和鏡・湖州鏡などが 8 割を占め、鎌倉・室町時代以降の資料は少ない。

国指定に伴い県指定は大部分が解除されたが、国指定から除外された銅鏡・須恵器などが県指定文化財として残っている。内訳は、古墳時代から鎌倉時代の遺物 5 点で、古墳時代後期の須恵器 1 点（陶邑編年 TK10~43 型式期）、平安時代と考えられる灰釉陶器 3 点、鎌倉時代と考えられる銅鏡 1 点である。灰釉刻文蓋付壺の外面には、網代や魚、鳥とみられる線刻が見て取れる。

### 《追加指定候補》

上記の既指定文化財のほか、八代神社には中世から近代までの未指定文化財 25 点が伝来する。これらは既指定文化財を補完する内容のものである。このうち 16 点は、近世に制作されたと考えられる銅鏡・刀装具等で、その他の 9 点も八代神社の祭祀や儀礼に関わる近代の資料と推測される。航海祈願、もしくは神宮との関わりといった祭祀の実態を検討するためには、制作時期が近代の資料に関しても欠くことはできない。

6 双雀草花文鏡の時期は、鎌倉時代から室町時代と考えられる。7 葡萄文柄鏡は柄が欠損しているが、「天下一因幡守」銘があり、砂目地に葡萄の植物文が左右非対称に描かれているため、江戸時代前半頃の作と考えられる。8 菊花文方鏡、10 桐文円鏡も砂目地で、制作時期は江戸時代である。11・12 は素文円鏡で、12 と同規模の素文円板が重要文化財に指定されているが、材質が類似する 9 の素文方鏡、13・14 素文円板等とともに江戸時代頃に制作された可能性がある。

15~17 は刀装具で、15 は鍔金具、17 は束頭金具である。

18・19 は鍛造鉄鈴。輪部分は割りピン状に内側に折り曲げて製作され、半円状の部材を下からかぶせるように接合している。19 鈴の中の玉は鉄滓片を使用している。20・21 は鉄杵、23 は鈴残欠で、これらの時期は近代か。22 鈴残欠は銅製で、外面は一部鍍金され、内面底部に 4 方向に孔のあいた円形の部材が貼り付けられている。24・25 は鍍金装銅鋗であるが、元々どのような資料に使用されていたかは不明である。26 土鈴は、下から切込みが入り、中の土玉は径 0.8cm ほどである。27・28 の土師器脚付小皿は、時期は江戸時代と推測され、いわゆる耳皿のような箸置きであった可能性がある。29 は笏かげばとげで、手に持つ部分に「家次」の墨書きがみられる。

30 の懸仏は、円形に加工した木製の板に銅板を貼り付けており、室町時代の作である。薬師如来と考えられるため、元々は八代神社に隣接する薬師堂に懸かっていたものが、本地仏として神社に奉納された可能性がある。

### 《名称変更》

現在の指定名称「八代神社神宝」については、伝来資料であること、出土状況が不明なこと、懸仏や刀装具を含むことなどから、「八代神社伝来資料」と名称変更する。

## 《評価》

既指定の重要文化財、県指定文化財は、古墳時代から室町時代におよぶ資料群である。今回追加候補とした鎌倉時代から近代の資料は、神島の祭祀が長期間継続していたことを裏付けており、伊勢湾における海上交通の要衝として神島が信仰の対象であった時期を検討する上で重要である。なお、重要文化財とあわせて評価すると、八代神社所蔵資料は5世紀後半、6世紀中頃、7世紀前半、平安時代後期（銅鏡・経塚出土資料）、近世～近代と、大きく5つのまとまりに分類でき、祭祀が継続して執り行われてきたことがわかる。

したがって、本件は県指定文化財としての価値を十分に有していると判断される。なお、資料の伝来・性格等から指定は一括がふさわしく、八代神社に伝来した未指定文化財25点を追加指定し、県指定文化財を計30点として公的に保護する必要がある。





## 報告 1

### 訴えの提起に係る専決処分について

三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、知事が支払督促に係る訴えの提起の専決処分を行ったことを、別紙のとおり令和2年三重県議会定例会2月定例月会議へ報告するので、報告する。

令和2年2月3日提出

三重県教育委員会事務局  
教育財務課長



## 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月17日

三重県知事 鈴木英敬

訴えの提起（和解を含む。）について

県は、次の者を相手として三重県高等学校等修学奨金返還金の滞納に關し、支払督促に係る訴えの提起（和解を含む。）を行つた。

区分	住所	氏名	専決年月日
教育委員会	四日市市安島二丁目8番2号 ミカーサ安島5C	(連帯保証人) 中村由美子	令和元年11月26日

## 訴えの提起に係る専決処分について

県は、次の者を相手として三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起を行いました。

### 1 経緯

三重県高等学校等修学奨学金返還金の貸付対象者の滞納に伴い、三重県教育委員会ではこれまで、当該対象者に対し、電話督促、文書通知、自宅訪問等を行い、納付を促してきました。

当該対象者は、返還金の一部を納付したのみで、今後の納付の連絡もなく、督促にも応じないことから、平成30年3月16日に知事名で最終催告を行いましたが、指定した期日までに入金がなかったため、令和元年5月23日に民事訴訟法に基づく支払督促申立手続（※）を債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に行いました。

しかし、裁判所からの支払督促の通知が不送達となつたため、所在調査のうえ、令和元年11月26日に改めて申立手続を実施したところ、令和元年12月12日付けで相手方から分納等を希望する旨の異議申立書が裁判所に提出されましたので、申立時に遡って訴えを提起したとみなされることとなりました。

### （※）支払督促申立手続について

簡易裁判所書記官が債権者に代わって督促を行うための手続であり、地方自治法の議決を要する訴えの提起には該当しませんが、期限内に相手方から異議申立てがあった場合には、民事訴訟法の規定に基づき、申立時に遡って債権者が訴えを提起したとみなされます。【参考資料2】

### 2 今回異議申立てがあった者に係る滞納金額等について

氏名	貸与機関	滞納金額
(連帯保証人) 中村由美子	平成22年4月～平成22年11月	153,500円

### 3 今後の対応

- (1) 県では、支払督促に係る訴えの提起については、議会から知事への委任専決事項に指定されているため、申立日に遡って専決処分を行ったとして、次回の議会に報告します。
- (2) 今後は相手方と話し合い、経済的に困窮しない範囲での分納を求めていきます。

## 支払督促制度の概要等

### 1 支払督促制度の概要

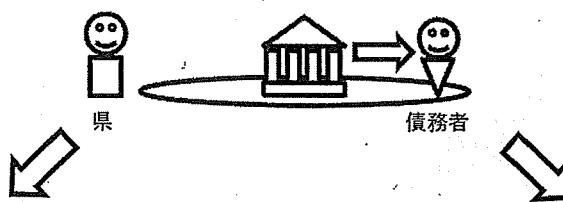
① 債務者の住所地の裁判所に申し立てる。(=「訴えを提起」した日)



**【支払督促の利点】**

- ・手続きが簡便（①から④までだと 30 日程度）
- ・手数料が通常訴訟等の半額
- ・債権額は、通常訴訟と変わりなし。（少額訴訟は 60 万円が限度）

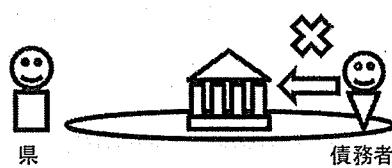
② 裁判所が債務者に督促する



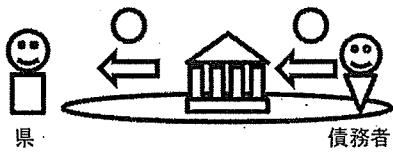
③ 債務者が督促内容に異議がない場合



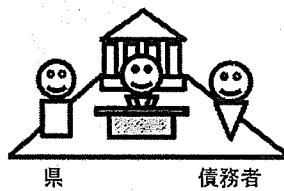
③ 債務者から異議申立てがあった場合



④ 申立通りの債務名義が取得できる。



④ 通常裁判に移行する。



### 2 債権管理の取り組み

段階	対象（原則）	取組内容
第1段階	納期限までに納付しなかった者	文書督促（催告）、架電、自宅訪問
第2段階※	6か月以上滞納した者	債権回収会社（サービサー）へ債権回収委託
第3段階	第2段階で滞納解消に至らなかった者	最終催告を行い、裁判所へ支払督促申立て
第4段階	第3段階で債務名義を取得した者	強制執行による債権の回収



## 報告 2

### 令和 2 年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び令和 2 年度三重県立特別支援学校理療科教員採用選考試験の結果について

令和 2 年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び令和 2 年度三重県立特別支援学校理療科教員採用選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 2 月 3 日提出

三重県教育委員会事務局  
教職員課長



(別紙)

令和2年度三重県立学校実習助手及び三重県立特別支援学校理療科  
教員採用選考試験の結果について

1 試験日と試験内容

試験日 令和元年12月14日(土)

試験内容 筆答試験、小論文、面接

2 結果

職種 実習助手

校種	教科・科目	採用見込数	申込者数	受験者数	合格者数
高等学校	農業	2	8	8	2
	工業(機械系 (自動車を含む))	2	8	7	2
	工業(電気・電子 ・情報系)	2	6	5	2
合計		6	22	20	6

職種 教諭

校種	教科・科目	採用見込数	申込者数	受験者数	合格者数
特別支援学校	理療	2	9	8	3

